別紙様式第３号（第81条第３項関係）

（日本産業規格Ａ４）

中　間　連　結　業　務　報　告　書

（　　年　　月　　日から
　　年　　月　　日まで）

株式会社　商工組合中央金庫

年　　月　　日

殿

住　　所
株式会社　商工組合中央金庫
代表取締役　氏　　名

年　　月　　日から　　年　　月　　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　　次

［第１・第２　略］

（記載上の注意）

［１～４　略］

５　商工組合中央金庫が上場会社等（金融商品取引法第24条の５第１項の表の第１号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書（同項に規定する半期報告書をいう。）を提出しなければならない会社（同項ただし書の規定により当該半期報告書を提出する会社を含む。）をいう。）である場合にあっては、この様式中、第２　中間貸借対照表、第３　中間損益計算書、第４　中間株主資本等変動計算書、第５　中間キャッシュ・フロー計算書については、一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準じて作成すること。

６　［略］

第１（　　年　　月　　日から
　　年　　月　　日まで）中間事業概況書

［１・２　略］

３　連結自己資本比率の状況

〔国際統一基準に係る連結自己資本比率〕

［表略］

（記載上の注意）

［１．～５．　略］

６．遡及適用（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）第２条第43号に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）、中間連結財務諸表の組替え（同条第44号の２に規定する第二種中間連結財務諸表の組替えに相当するものをいう。）又は修正再表示（同条第45号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前連結会計年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

〔資本バッファー比率のうちカウンター・シクリカル・バッファー比率〕

［略］

〔連結自己資本比率の補完的指標である連結レバレッジ比率〕

［略］

別紙様式第３号（第81条第３項関係）

（日本産業規格Ａ４）

中　間　連　結　業　務　報　告　書

（　　年　　月　　日から
　　年　　月　　日まで）

株式会社　商工組合中央金庫

年　　月　　日

殿

住　　所
株式会社　商工組合中央金庫
代表取締役　氏　　名

年　　月　　日から　　年　　月　　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　　次

［第１・第２　同左］

（記載上の注意）

［１～４　同左］

５　商工組合中央金庫が上場会社等（金融商品取引法第24条の４の７第１項の規定により四半期報告書（同項に規定する四半期報告書をいう。以下５において同じ。）を提出しなければならない会社（同条第２項の規定により四半期報告書を提出する会社を含む。）をいう。）である場合にあっては、この様式中、第２　中間貸借対照表、第３　中間損益計算書、第４　中間株主資本等変動計算書、第５　中間キャッシュ・フロー計算書については、一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準じて作成すること。

６　［同左］

第１（　　年　　月　　日から
　　年　　月　　日まで）中間事業概況書

［１・２　同左］

３　［同左］

〔国際統一基準に係る連結自己資本比率〕

［同左］

（記載上の注意）

［１．～５．　同左］

６．遡及適用（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成11年大蔵省令第24号）第２条第40号に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）、中間連結財務諸表の組替え（同条第41号に規定する中間連結財務諸表の組替えをいう。）又は修正再表示（同条第42号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前連結会計年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

〔資本バッファー比率のうちカウンター・シクリカル・バッファー比率〕

［同左］

〔連結自己資本比率の補完的指標である連結レバレッジ比率〕

［同左］